東 日本大震災に伴う海 区漁業 調整 一委員会及び農業委員会の 委員 \mathcal{O} 選挙 。 の 臨 時 特例 に関 する法律 案 要綱

第 海 区 漁 業 調 整委員会の 委 員 \mathcal{O} 選 挙 \mathcal{O} 特 例 に 関す る事 項

東 日 本大震災の影響 $\bar{\phi}$ ため 選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する

県 (以 下 「指定県」という。 0) 海区漁業調整委員会の選挙による委員について、 補欠選挙を行うべき事

由 が 任期満了による選挙の 期日 の 前 日までに生じたときは、 当該選挙は行わない ものとすること。

(第一条関係)

第二 海区漁業調整委員会選挙人名簿の特例に関する事項

指定県にお いては、 選挙人名簿 \mathcal{O} 調 製、 申 . 請 縦覧及び 異議の申出に対する決定に関する期日及び期間

は、 当該 指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とすること。 (第二条関 係

第三 農業委員会の委員の選挙の特例に関する事項

東 日 本大震災 \mathcal{O} 影響 \mathcal{O} た 8 選挙 を適 正 に行うことが 困難 なと認め 5 れ る市 町村として農林 水 産 大臣 が 指定

する市 町村 (以 下 「指 定市 町 村 とい う。 \mathcal{O} 農業委員会 \mathcal{O} 選挙 による委 負 \mathcal{O} 任 期満 了 に よる 選 挙 \mathcal{O} 期 日

は、 平成二十四年七月三十一日までの間で農林水産大臣が指定市 町村ごとに指定する日 (以 下 「特例 選挙

期日」という。)とするとともに、 補欠選挙を行うべき事 由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、

当該 補 欠選挙は行わないものとすること。

(第三条関係)

第四 農業委員会の委員の任期の特例に関する事項

この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の

選挙による委員の任期は、 特例選挙期日の前日までの期間とすること。

(第四条関係)

第五 農業委員会委員選挙人名簿の特例に関する事項

指定市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理 理委員会であって、 選挙人名簿 \mathcal{O} 調製が 困難と認められる選挙管理委員会として農

林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、 申請、 縦覧及び異議の申出に対する決定に関

する期日及び期間は、 当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とすること。

(第五条関係)

第六 その他

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(附則関係)